

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】令和5年10月25日(2023.10.25)

【国際公開番号】WO2021/078683
 【公表番号】特表2023-501898(P2023-501898A)
 【公表日】令和5年1月20日(2023.1.20)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-012
 【出願番号】特願2022-523443(P2022-523443)
 【国際特許分類】

10

A 2 4 B 15/16(2020.01)
 A 2 4 B 15/30(2006.01)
 A 2 4 D 1/20(2020.01)
 A 2 4 F 40/20(2020.01)

【F I】

A 2 4 B 15/16
 A 2 4 B 15/30
 A 2 4 D 1/20
 A 2 4 F 40/20

20

【手続補正書】
 【提出日】令和5年10月13日(2023.10.13)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【特許請求の範囲】
 【請求項1】

エアロゾル発生基体を備えるエアロゾル発生物品であって、前記エアロゾル発生基体が、スターアニス粒子、エアロゾル形成体、外因性結合剤および乾燥重量基準で最大15重量パーセントの繊維であって、前記繊維が400マイクロメートル超の長さを有する繊維を含む均質化したスターアニス材料を含み、前記エアロゾル発生基体が、

30

乾燥重量基準で、前記基体1グラム当たり少なくとも70マイクログラムの(E)-アネトールと、

乾燥重量基準で、前記基体1グラム当たり少なくとも50マイクログラムのエポキシアネトールと、

乾燥重量基準で、前記基体1グラム当たり少なくとも130マイクログラムのベンジルイソオイゲノールエーテルと、を含む、エアロゾル発生物品。

【請求項2】

前記均質化したスターアニス材料が、乾燥重量基準で、2重量パーセント~15重量パーセントの繊維を含む、請求項1に記載のエアロゾル発生物品。

40

【請求項3】

前記基体1グラム当たりの前記(E)-アネトールの量が、前記基体1グラム当たりの前記エポキシアネトールの量の5倍以下であり、前記基体1グラム当たりの前記ベンジルイソオイゲノールエーテルの量が、前記基体1グラム当たりの前記(E)-アネトールの量の少なくとも1.5倍である、請求項1に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項4】

前記エアロゾル発生基体が、乾燥重量基準で、前記基体1グラム当たり1ミリグラム~20ミリグラムのニコチンをさらに含む、請求項1~3に記載のエアロゾル発生物品。

50

【請求項 5】

前記均質化したスターアニス材料が、乾燥重量基準で、5重量パーセント～30重量パーセントのエアロゾル形成体と、1重量パーセント～10重量パーセントの結合剤と、を含む、請求項1～4のいずれかに記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 6】

前記結合剤がグアーガムを含む、請求項1～5のいずれかに記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 7】

前記均質化したスターアニス材料が、乾燥重量基準で、少なくとも2.5重量パーセントのスターアニス粒子を含む、請求項1～6のいずれかに記載のエアロゾル発生物品。

10

【請求項 8】

前記均質化したスターアニス材料が、たばこ粒子をさらに含み、前記スターアニス粒子と前記たばこ粒子の重量比が1:4以下である、請求項1～7のいずれかに記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 9】

前記エアロゾル発生基体中の前記均質化したスターアニス材料が、キャストリーフの形態である、請求項1～8のいずれかに記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 10】

試験方法Aによる前記エアロゾル発生基体の加熱に伴い、乾燥重量基準で、前記基体1グラム当たり少なくとも20マイクログラムの(E)-ア

20

ネトールと、

乾燥重量基準で、前記基体1グラム当たり少なくとも10マイクログラムのエポキシア

ネトールと、乾燥重量基準で、前記基体1グラム当たり少なくとも3.5マイクログラムのベンジル

イソオイゲノールエーテルと、を含むエアロゾルが発生され、前記基体1グラム当たりの前記(E)-アネトールの量が、前記基体1グラム当たりの前記エポキシアネトールの量の5倍以下であり、前記基体1グラム当たりの前記(E)-アネトールの量が、前記基体1グラム当たりの前記ベンジルイソオイゲノールの量の10倍以下である、請求項1～9のいずれかに記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 11】

30

前記基体1グラム当たりの前記(E)-アネトールの量が、前記基体1グラム当たりの前記エポキシアネトールの量の5倍以下であり、前記基体1グラム当たりの前記(E)-アネトールの量が、前記基体1グラム当たりの前記ベンジルイソオイゲノールエーテルの量の6倍以下である、請求項10に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 12】

試験方法Aによる前記エアロゾル発生基体の加熱に伴い、前記エアロゾル発生基体から発生される前記エアロゾルが、

エアロゾルの吸煙当たり少なくとも0.4マイクログラムの量の(E)-アネトールと、

エアロゾルの吸煙当たり少なくとも0.2マイクログラムの量のエポキシアネトールと、

40

エアロゾルの吸煙当たり少なくとも0.1マイクログラムの量のベンジルイソオイゲノールエーテルと、を含み、

エアロゾルの吸煙が、喫煙機械によって発生される55ミリリットルの容積を有し、吸煙当たりの前記(E)-アネトールの量が、吸煙当たりの前記エポキシアネトールの量の5倍以下であり、吸煙当たりの前記(E)-アネトールの量が、吸煙当たりの前記ベンジルイソオイゲノールエーテルの量の10倍以下である、請求項1～11のいずれかに記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 13】

スターアニス粒子、エアロゾル形成体、外因性結合剤および乾燥重量基準で最大15重

50

量パーセントの繊維であって、前記繊維が400マイクロメートル超の長さを有する繊維を含む均質化したスターアニス材料を備えたエアロゾル発生基体であって、前記エアロゾル発生基体が、

乾燥重量基準で、前記基体1グラム当たり少なくとも70マイクログラムの(E)-アネトールと、

乾燥重量基準で、前記基体1グラム当たり少なくとも50マイクログラムのエポキシアネトールと、

乾燥重量基準で、前記基体1グラム当たり少なくとも130マイクログラムのベンジリイソオイゲノールエーテルと、を含む、エアロゾル発生基体。

【請求項14】

10

エアロゾル発生システムであって、

発熱体を備えるエアロゾル発生装置と、

請求項1～12のいずれかに記載のエアロゾル発生物品と、を備える、エアロゾル発生システム。

【請求項15】

スターアニス粒子、水、エアロゾル形成体、結合剤、および随意にたばこ粒子を含むスラリーを形成する工程と、

前記スラリーをシートまたはストランドの形態でキャストイングまたは押出成形する工程と、

前記シートまたはストランドを摂氏80度～摂氏160度で乾燥させる工程と、を含む、請求項13に記載のエアロゾル発生基体を作製する方法。

20

30

40

50